令和6年度古河市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

|1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

古河市の農業は、利根川・渡良瀬川により生み出された肥沃な土地と東京から 60 km圏に位置し、交通の利便性が高い特性を活かし、これまで都市近郊型農業として発展し、稲作や露地野菜栽培が盛んに行われてきた。

また、当市における農地面積の50%が水田である。資材高騰の影響や飼料用米への転換により主食用 米の作付が減少している。

当市の営農状況は、高齢化や離農により農業に従事する人口が減少している。国内の農業従事者の うち高齢とされる 65 歳以上の農家が 52%を占める。全国的な課題でもあるが、担い手の確保、後継者 不足、耕作放棄地の解消が深刻化している。

認定農業者、新規就農者の育成支援・確保や農地の集積・団地化の取組、土壌改良・排水対策などの環境整備が今後の重要課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田を中心とした土地利用型農業では、農家の経営安定や高収益の確保、食料自給率の向上、地産 地消の実現に向け、飼料用米、麦、そば等の戦略作物の集積・団地化、二毛作の推進を図る。

そばは、『常陸秋そば』の産地確立にむけて畑作物の直接支払交付金の対象となる面積拡大促進のため、農地の集積・集約化による収益力強化を図る。

当市は稲作以外で露地野菜の生産農家が多く、葉物野菜を中心に多種多様な野菜が盛んに栽培されている。茨城県銘柄産地の指定を受けているニガウリ、人参、サニーレタスなど水田における高収益作物の導入を図るため、農業関係団体との連携を強化するとともに付加価値に特化した作物の定着を図る。

意欲的な担い手や大規模農家には、飼料用米及び麦・大豆・そば等の畑作物の作付拡大、新市場開拓用米・米粉用米の生産推進、集荷業者との連携を強化し、輸出用や代替原料として農家に使途の周知を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要が減少する中、水田農業における麦・大豆・そばの畑作物や高収益作物の導入・定着を図るため、農業の活性化や担い手の確保が急務である。穀物を栽培する担い手に対し、農地集積を推進しつつ、安定した生産技術の指導や流通・消費拡大に向けた支援を行う。

また、生産性向上に必要な機械・施設等の導入などを国補助金を活用することを担い手にアピールしていく。

5年水張りルールでは、令和4年度から8年度まで一度も水張りが行われない農地は、令和9年度から交付対象水田から徐外される。基本的には水稲と畑作物の輪作導入により、継続的に水稲作を行える営農体系を確立することとするが、水稲の作付が難しい場合は1か月以上の水張り(湛水管理)の実施、連作障害による収量低下が発生していないことの両方を確認することで、交付対象水田の要件を満たすことになるが、当協議会で水張りの現地確認、実施状況に関し、地権者または耕作者から写真等の提出を求める。同時に対象ほ場の収量について連作障害の未発生を証する売上伝票などのチェック、ほ場ごとに客観的な書類が作成できない場合、作業日誌等に収量を記載して保管させるなど新たな事務・現場作業が伴う。

タブレットで現地確認しているが、転作システムと連動し「水稲作付最終年」の自動入力により管理

している。

畑地化支援では、前年度に主食用米、戦略作物、産地交付金の交付対象作物が作付されていること や当年度も水稲以外の作物の作付が予定されている農地であり、地域協でおおむね団地化された畑地 と認定したものに限る。当市では、畑から陸田に転換された農地が 730ha あり、畑地化に興味を示す農 家も多数いるが、団地化の面積要件、たん水設備と用水を供給できる設備を備えた農地、耕作者への助 成に対し、地権者からの不満など課題が残る。

また、ポイントで採択が決定するが、要望=採択と捉える農家の思考にPR不足を痛感している。 農家の誤解払拭には、対話による説明やチラシによる周知を行い、正確な情報伝達が必要である と考える。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米を取り巻く環境の変化や実需者ニーズに対応するため、イネ縞葉枯病・カメムシ被害の防除や地球温暖化に適応し、高温化でも玄米品質が低下しない品種の生産導入を推進し、買ってもらえる米づくりの形成を図る。

また、大規模経営における省力・低コスト栽培やICT等先端技術の導入を推進し、担い手の経営安定化を進める。

さらに関係機関と連携を強化し、米消費拡大運動を通し、消費者に地元産米のおいしさをPRしていく。

(2) 備蓄米

政府買い入れ数量の情報を常時把握し、集荷業者と連絡体制を強化し、意欲ある農家に推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、飼料用米を重点推進作物と位置づけ多収品種による 生産拡大と土地改良区ほ場で農地集積を図る。拡大に伴う出荷先については、農協などの集 荷業者と実需者との契約を進めながら出荷枠の確保に努める。

今年から一般品種は、標準単価を段階的に引き下げられるため、前年まで一般品種で取り 組まれた若干の農家は、今年から取り組まないとの情報が聞こえるが、引き続き、協力を求 めていく。

耕畜連携については、稲わらの生産者と実需者との間で利用供給協定書を締結し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図る。

イ 米粉用米

米粉用米の需給について関係機関、集荷業者等と連携、情報提供しつつ意欲ある農家に水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)を活用し、生産を推進していく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、国内外の新市場の開拓を図るため、実需者ニーズに対応した低コスト生産等の技術導入の取組を支援する。

エ WCS 用稲

主食用米の需要減少が見込まれる中、水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)を活用した取組の推進を図る。WCS 用稲の生産に必要な専用の収穫機やラッピングマシーン等の作業機械導入には、飼料生産組織強化対策等の支援事業に関する情報提供を行うなどし、取組を後押し

する。また、耕畜連携による市内・県内の畜産農家に安定的な需給体制の構築を図る。

才 加工用米

主食用米の需要減少が見込まれる中、畑作物や高収益作物の導入が困難な排水不良田を中心に作付を推進するとともに、農協など集荷業者と連携を強化し推進を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

穀物の消費が順調であり、麦・大豆の生産推進は非常に重要になっているため、農業改良普及センターの指導の下、生産者に対して栽培技術や排水対策等のアドバイスを行い、実需者に求められる品質の確保を図る。また、多収品種の導入や農地集積を推進し、作付面積拡大及び生産性向上を図る。

飼料作物についても、輸入飼料の高騰により、輸入依存から転換する動きが出ている。イタリアンライグラスを筆頭に農地集積を推進し、更なる面積の拡大を図る。

稲わらについては、現在でも約20万トンを輸入に頼っているが、その一方で水稲収穫後の稲わらの多くは、有効活用されずにすき込みや焼却されている。

牛を肥育している農家からは、国産の飼料用稲わらを求める声が多いが、市内でも稲わらの 収集を行う農業者は少ない。畜産担当と連携し、国事業を活用して稲わら収集に必要な機械や 設備の導入を進め、新規取り組み者の確保を図る。また、引き続き稲わらの利用拡大を推進 し、持続可能な畜産物生産の確立を図る。

市内で乳牛と繁殖牛を飼養する畜産農家が、牧場に隣接する耕作放棄地だった水田を活用して、水田放牧を行っている。水田を5牧区に分け、そこで繁殖牛を放牧している。放牧により牛が運動することで足腰が強くなるなど健康な状態を保ちやすくなり、分娩事故が少なくなるといったメリットがあるほか、家畜の管理労力と経費削減にも効果がある。また耕作放棄地の解消にもつながるため、更なる面積拡大を図る。

二毛作の普通作については、麦+そば・麦+大豆、飼料作物については、イタリアンライグラス+青刈トウモロコシ・イタリアンライグラスの連作が主流である。収益向上にもつながるため、今後も引き続き単作で休耕することなく、継続的に水田をフル活用して作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばは、過去にブロックローテーションによる作付拡大を推進した経緯から転作作物として 定着している。湿害を受けやすいことから、排水条件の良い水田が条件となるので適地栽培の ための圃場選定や農地集積による作付拡大を推進する。

また、県西地域における「常陸秋そば」の代表産地として販売先拡大、需要拡大を推進する とともに、定期的な種子更新による収量・品質の安定化を図り、知名度向上を目指す。

二毛作についても、夏そば+秋そば・麦+秋そばが主流であり、今後も引き続き水田のフル 活用による作付拡大を図る。

(6) 高収益作物

主食用米の需要減少が見込まれる中、稲作から高収益作物への転換を推進するため、地域特認作物である、なす・未成熟とうもろこしをはじめとした園芸作物の生産好条件や産地交付金を活用し、農業者所得向上のための生産拡大と定着を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
1F10/ 1		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1313. 0		1331.0		1330. 0	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	188. 0		140. 0		135. 0	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	0		0		0	
加工用米	0		0		0	
麦	113. 6	3. 9	115. 0	2. 0	118. 0	2. 0
大豆	8. 6	8. 2	9. 0	8. 6	9. 0	9. 0
飼料作物	18. 3	6. 7	17. 0	5. 4	18. 0	6. 0
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	127. 3	105. 0	140. 0	105. 4	143. 0	110. 0
なたね	0		0		0	
地力増進作物	0		0		0	
高収益作物	143. 6		145. 0		145. 0	
• 野菜	135. 6		136. 0		136. 0	
・花き・花木	6. 6		7. 0		7. 0	
• 果樹	0. 9		1.0		1.0	
・その他の高収益作物	0. 5		1.0		1.0	
その他	0		0		0	
畑地化	0		3		5	

6 理題解決に向けた取組及び日標

6 課題解決に向けた取組及び目標						
整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値	
1	飼料用米(基幹作のみ)	土地利用集積助成	取組面積	(令和 5 年度) 188. Oha	(令和 6 年度) 138. 0ha (令和 7 年度) 136. 5ha (令和 8 年度) 135. 0ha	
2	麦(基幹作のみ)	土地利用集積助成	取組面積	(令和 5 年度) 113. 6ha	(令和 6 年度) 116. 0ha (令和 7 年度) 117. 0ha (令和 8 年度) 118. 0ha	
3~6	戦略作物 (麦、大豆、飼料作物、そば)	二毛作助成	取組面積	(令和 5 年度) 121. 4ha	(令和 6 年度) 123. 0ha (令和 7 年度) 125. 0ha (令和 8 年度) 127ha	
7 · 8	飼料用米の稲わら、わら専用 稲、飼料作物(基幹作) (別表1・2のとおり)	耕畜連携	取組面積	(令和 5 年度) 35. 7ha	(令和 6 年度) 34. 9ha (令和 7 年度) 36. 0ha (令和 8 年度) 36. 0ha	
9	飼料作物(基幹作のみ)	土地利用集積助成	取組面積	(令和 5 年度) 18. 3ha	(令和 6 年度) 17. 0ha (令和 7 年度) 17. 5ha (令和 8 年度) 18. 0ha	
10	そば(基幹作のみ)	土地利用集積助成	取組面積	(令和 5 年度) 21. 95ha	(令和 6 年度) 34.6ha (令和 7 年度) 36.0ha (令和 8 年度) 37.0ha	
11	地域振興作物(基幹作のみ) (別紙2のとおり) 要に応じて、面積に加え、国	高収益作物助成	取組面積	(令和 5 年度) 143. 6ha	(令和 6 年度) 145. 0ha (令和 7 年度) 148. 0ha (令和 8 年度) 150. 0ha	

[※] 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:古河市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	土地利用集積助成(飼料用米)	1	7,000	飼料用米	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
2	土地利用集積助成(麦)	1	7,000	麦	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
3	二毛作助成(麦)	2	4,000	戦略作物(麦)	農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結していること
4	二毛作助成(大豆)	2	4,000	戦略作物(大豆)	農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結し ていること
5	二毛作助成(飼料作物)	2	4,000	戦略作物(飼料作物)	実需者等との利用供給協定、自家利用計画策定
6	二毛作助成(そば)	2	4,000	戦略作物(そば)	農協等との出荷契約または実需者との販売契約を締結し ていること
7	耕畜連携(わら利用)	3	3,500	飼料用米の稲わら、わら専用稲	当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行わ れている水田
8	耕畜連携(水田放牧)	3	3,500	飼料作物	当該年度における放牧の取組であること
9	土地利用集積助成(飼料作物)	1	7,000	飼料作物	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
10	土地利用集積助成(そば)	1	7,000	そば	1ha以上集積作付し、収穫・出荷すること
11	高収益作物助成	1	5,500	地域振興作物(別紙2のとおり)	原則として作物を収穫し、販売を行うこと

^{※1} 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

^{※2 「}作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

^{※3} 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

^{※4} 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別表1 利用供給協定に含まれるべき事項

- 1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)わらを生産する者
 - (3)わらを収集する者
 - (4)わらを利用する者
 - (5) ほ場の場所及び面積
 - (6) 刈取り時期
 - (7)利用供給協定締結期間
 - (8)わら「取引の条件」(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (9)その他必要な事項
- 2 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)
 - (1)取組の内容
 - (2)飼料作物を生産する者
 - (3) 牛群を管理する者
 - (4) ほ場の場所及び面積
 - (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
 - (6)利用供給協定時期
 - (7)水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
 - (8)その他必要な事項

別表2 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。

またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、

青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、ファズトロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、

アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、

パアグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば ※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、 めん羊、山羊に供される場合に限ります。

耕畜連携(わら利用、水田放牧) 取組条件の詳細

○取組条件の詳細

- ・次のうちいずれか1つ以上に取り組めば加算の対象とします。
- ・次の確認書類等により交付申請者の取組を確認するほか、必要に応じて適宜、各地域農業再生協議会において、客観的な説明を求めて確認します。

取組条件		具体的内容	確認書類等	
		・水稲種子の温湯種子消毒(60 度・10 分等)を行	• 作業日誌	
	温湯種子消毒	う。	・温湯種子・苗を	
		・温湯種子消毒した種子又は温湯種子消毒した種	購入した場合	
		子を使用した苗を購入し使用する。	は、購入伝票	
	高密度播種育苗	1 箱当たりの播種量を増やし(250g~300g程度)	・作業日誌	
		移植時の使用箱数を減らす。	• 育苗時写真	
	プール育苗	簡易水槽により常に水が張っている状態で苗を育	• 作業日誌	
		てる。	• 育苗時写真	
		堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘		
		案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量		
		を低減する。		
		堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆	・作業日誌	
コ	堆肥施用	積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・	・購入伝票	
ス		乾燥豚ぷん等。地力増進法において土壌改	XHY CIA XX	
ト低		良資材には含まれず肥料に分類されてい		
低減の		る骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス		
の取		等は含まない。		
組	側条施肥	田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用	• 作業日誌	
		する。	• 作業写真	
		土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリ		
	低成分肥料(単肥	ン成分及びカリ成分の低い肥料)を利用する。この	• 作業日誌	
	配合を含む。)施	肥料には、農業者等が自ら単肥を配合したものも	• 診断結果	
	肥	含む。	・購入伝票	
	流し込み施肥			
		追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む。 ・	• 作業日誌	
			・購入伝票	
	at 技 # 1 位	50 株/坪 以下(株間 22 cm以上)で田植えする。	・作業日誌	
	疎植栽培 	50 休/ 叶 以下(休间 22 ㎝以上)で田恒えりる。	• 栽培写真	

	立毛乾燥	通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる。乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 成熟期の目安 あきたこまち:出穂後30~35日コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌
	不耕起田植技術	耕起・代かきをしないでディスクで作溝しながら 移植する。	・作業日誌 ・作業写真
	可変施肥期の利 用	収量の安定を図るため、生育ムラをなくすよう施 肥量の増減を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	ドローン等の活 用による施肥・農 薬散布	農業者自らがラジコンヘリやドローンの活用によって空中散布を行う。	・作業日誌 ・作業写真
	フレコン出荷 (自家利用での フレコン管理含 む。)	・計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行う。・自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行う。	・作業日誌 ・出荷伝票
lh-	連坦化	概ね 2ha 以上の連坦団地で対象作物の作付けを行う。	・作業日誌 ・圃場位置図
作業の効率化	共同乾燥調製施 設 (CE・RC) の活 用	品質の均一性及び作業の効率化を図るため、共同 乾燥調製施設を活用する。	・使用料の明細
	人・農地プランに掲げられた担い手(農地の集積)	各地域における農業の担い手であり、かつ、農地を 集積している。	・人・農地プラン・営農計画書
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行う。	・規約(写) ・通帳(写)
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率 化を行っている販売権を有した組合員であるこ と。	・規約(写) ・組合員名簿
	共同計算の取組	代理受領するための共同計算を行う地域の取組主体(生産者団体・集出荷団体等)の組合員であること。	・規約(写) ・組合員名簿

飼料用米専用品種の導 入

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要 領(令和6年4月11日付け5農産第4910号)別 紙1別表品種)あきいいな、亜細亜のかおり、いわ いだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、き たげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふし合は、増殖実績が くのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北 分かる書類及び 陸 193 号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちか │ 導入当初の種子 ら、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢の購入伝票 あおば、知事特認品種(月の光、あきだわら、ちほ みのり)【全25品種】

- 購入伝票
- ・自家用種子の場

(別紙2) 高収益作物の交付対象作物及び交付単価

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。二毛作で作付けされたものを除く。

※助成対象となる作物は、令和6年度(2024年4月~2025年3月)産のものとする。

- ○野菜(5,500円/10a) 山菜類、きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般
- ○果樹 (5,500円/10a)

果樹全般

- ※令和2年度から当該年度に新植、改植、品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした 水田とする。
- ○花き・花木 (5,500円/10a)

種苗類を含む花き・花木全般

- ※令和6年度が生育期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。
- ○その他(5,500円/10a) 落花生、芝、茶、たばこ、その他豆類(大豆を除く)、ごま